

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 共通事項</p> <p>1-9 その他</p> <p>1-9-2 電子開示手続時間の延長 電子手続府令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間（以下1-9-2において「手続時間」という。）は、開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について（平成14年6月大蔵省金融企画局）1-2により、原則として午後5時15分までとされているところであるが、例えば、法第5条第1項ただし書の規定により、発行価格その他開示府令第9条で定める事項（以下1-9-2において「発行価格等」という。）を記載しないで<u>有価証券届出書（臨時報告書を含む。）又は発行登録書若しくは訂正発行登録書</u>を提出し、当該発行価格等の決定に伴い<u>訂正届出書（当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む。以下1-9-2において同じ。）又は発行登録追補書類</u>を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書又は発行登録追補書類の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行うことができないときは、手続時間を延長できることに留意する。 具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書を受理する財務局担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務局担当課室は、金融庁担当課室に連絡を行なった上で、午後7時までの間において当該訂正届出書を受理することに留意する。</p> <p>法第4条（募集又は売出しの届出）関係 （届出の取下げ願いが提出された場合） 4-14 4-13により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第6項に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類） 5-12-2 開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項の規定による遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号の規定による連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項の規定による財務諸表の組替え並びに連結財務諸</p>	<p>A 共通事項</p> <p>1-9 その他</p> <p>1-9-2 電子開示手続時間の延長 電子手続府令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間（以下1-9-2において「手続時間」という。）は、開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について（平成14年6月大蔵省金融企画局）1-2により、原則として午後5時15分までとされているところであるが、例えば、法第5条第1項ただし書の規定により、発行価格その他開示府令第9条で定める事項（以下1-9-2において「発行価格等」という。）を記載しないで<u>有価証券届出書（臨時報告書を含む。）</u>を提出し、当該発行価格等の決定に伴い<u>訂正届出書（当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む。以下1-9-2において同じ。）</u>を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行うことができないときは、手続時間を延長できることに留意する。 具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書を受理する財務局担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務局担当課室は、金融庁担当課室に連絡を行なった上で、午後7時までの間において当該訂正届出書を受理することに留意する。</p> <p>法第4条（募集又は売出しの届出）関係 （届出の取下げ願いが提出された場合） 4-14 4-13により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第2条第4項第5号に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類） 5-12-2 開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項の規定による遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号の規定による連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項の規定による財務諸表の組替え並びに連結財務諸</p>

表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項の規定による修正再表示（以下5-12-2において「遡及適用等」という。）は、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。）について行わなければならないことに留意する。なお、当該直前連結会計年度の直前連結会計年度及び当該直前事業年度の直前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等を行うことは可能であることに留意する。

ただし、遡及適用等を行った場合には、その旨を注記しなければならない。開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

法第7条（訂正届出書の提出）関係

7-1 法第7条第1項に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

- ① 「発行数又は券面総額」に変更があった場合
- ② 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合

7-2～7-6 （略）

7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

- ① （略）
- ② 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され、当該連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出が新株予約権証券の募集（会社法第277条に規定する新株予約権無償割当てにより行うものに限る。以下「ライツ・オファリング」という。）に関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の連結財務諸表が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ③ 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の連結財務諸表が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載され

表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項の規定による修正再表示（以下5-12-2において「遡及適用等」という。）は、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。）について行わなければならないことに留意する。なお、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度の直前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等を行うことは可能であることに留意する。

ただし、遡及適用等を行った場合には、その旨を注記しなければならない。開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

法第7条（訂正届出書の提出）関係

7-1 法第7条に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

- ① 「発行数又は券面総額」に変更があった場合
- ② 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合

7-2～7-6 （略）

7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

- ① （略）
- ② 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され、当該連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合
- ③ 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

- ている場合を除く。)
- ④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフアリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフアリングに関してなされた場合であって、当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ⑥ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフアリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ⑦ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフアリングに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ⑧ 最近事業年度の次の事業年度の決算案が取締役会において承認された場合（当該届出がライツ・オフアリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の決算の内容が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ⑨ 最近事業年度の次の事業年度の貸借対照表及び損益計算書が、会社法第439条の規定により確定した場合（当該届出がライツ・オフアリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ⑩ 最近事業年度の次の事業年度の決算が確定し監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフアリングに関してなされた場合であって、当該決算の内容が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間（開示府令第1条第22号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフアリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
- ④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合
- ⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合
- ⑥ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合
- ⑦ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合
- ⑧ 最近事業年度の次の事業年度の決算案が取締役会において承認された場合
- ⑨ 最近事業年度の次の事業年度の貸借対照表及び損益計算書が、会社法第439条の規定により確定した場合
- ⑩ 最近事業年度の次の事業年度の決算が確定し監査証明を受けた場合
- ⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間（開示府令第1条第22号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合

⑫ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑬ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑭ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑮～⑲ （略）

7-8 算式表示の場合において、発行価格又は売出価格が確定したときは、確定した発行価格又は売出価格並びに当該発行価格等に基づく募集（売出）金額、発行（売出）価額の総額等の関連事項を届出目論見書に記載することとなるので、効力発生の直前に提出される訂正届出書に当該確定した発行価格又は売出価格等を記載できない場合には、すみやかに法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

7-9～7-10 （略）

（外国会社が訂正届出書を提出する場合の代理人の設置）

7-11 外国会社が法第7条第1項等の規定により訂正届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であって、訂正届出書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を有するものを定める必要があることに留意する。

7-12 （略）

（訂正届出書の事後的提出）

7-13 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後（有価証券を取得させ又は売り付けた後を含む。）においても、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合は、法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

⑫ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑬ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合

⑭ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑮～⑲ （略）

7-8 算式表示の場合において、発行価格又は売出価格が確定したときは、確定した発行価格又は売出価格並びに当該発行価格等に基づく募集（売出）金額、発行（売出）価額の総額等の関連事項を届出目論見書に記載することとなるので、効力発生の直前に提出される訂正届出書に当該確定した発行価格又は売出価格等を記載できない場合には、すみやかに法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

7-9～7-10 （略）

（外国会社が訂正届出書を提出する場合の代理人の設置）

7-11 外国会社が法第7条等の規定により訂正届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であって、訂正届出書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を有するものを定める必要があることに留意する。

7-12 （略）

（訂正届出書の事後的提出）

7-13 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後（有価証券を取得させ又は売り付けた後を含む。）においても、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合は、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

7-14~7-15 (略)

法第8条(届出の効力発生日)関係

8-1・8-2 (略)

8-3 法第7条第1項の規定により当初届出書に係る訂正届出書の提出があった場合の効力発生日については、次によることとする。

イ~ハ (略)

ニ 7-1②、7-3及び7-10の規定により、訂正届出書の提出があった場合及びその他証券情報以外の情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合は、原則として、法第8条第3項の規定を適用して3日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過した日に効力を生じさせるものとする。

なお、法第7条第1項後段の規定により提出された証券情報以外の情報に関する事項に係る軽微な事項の訂正届出書の提出があった場合は、適用外とし、法第8条第3項の規定を適用して1日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過した日に効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

法第10条(虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令)関係

10-1 法第10条の規定による処分等を行う場合は、以下のとおり取扱う。

①~③ (略)

④ 法第10条第4項に定める停止命令の解除の決定については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第26条の規定に基づく報告を求めることを通じて、訂正届出書の内容のほか、提出者の財務処理体制並びに内部統制の状況等についても、十分把握した上で総合的に判断するものとする。

法第13条(届出目論見書等の作成)関係

(発行価格等の取扱い)

13-1 法第13条第2項に規定する発行価格等(15-4及び23の12-3において「発行価格等」という。)を記載しない有価証券届出書を提出した場合において、当該発行価格等以外の事項のうち当該発行価格等の決定に伴い連動して訂正されることが当該有価証券届出書に記載されている事項については、当該発行価格等に含まれるものとして取り扱うことに留意する。

(届出目論見書の特記事項の記載例)

13-2 開示府令第13条第1項に規定する事項の記載例は、おおむね次のとおりとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの並行増資で発行価格等が決定した場合

7-14~7-15 (略)

法第8条(届出の効力発生日)関係

8-1・8-2 (略)

8-3 法第7条の規定により当初届出書に係る訂正届出書の提出があった場合の効力発生日については、次によることとする。

イ~ハ (略)

ニ 7-1②、7-3及び7-10の規定により、訂正届出書の提出があった場合及びその他証券情報以外の情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合は、原則として、法第8条第3項の規定を適用して3日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過した日に効力を生じさせるものとする。

なお、7条後段の規定により提出された証券情報以外の情報に関する事項に係る軽微な事項の訂正届出書の提出があった場合は、適用外とし、法第8条第3項の規定を適用して1日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過した日に効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

法第10条(虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令)関係

10-1 法第10条の規定による処分等を行う場合は、以下のとおり取扱う。

①~③ (略)

④ 法第10条第3項に定める停止命令の解除の決定については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第26条の規定に基づく報告を求めることを通じて、訂正届出書の内容のほか、提出者の財務処理体制並びに内部統制の状況等についても、十分把握した上で総合的に判断するものとする。

法第13条(届出目論見書等の作成)関係

(発行価格等の取扱い)

13-1 法第13条第2項に規定する発行価格等(15-4において「発行価格等」という。)を記載しない有価証券届出書を提出した場合において、当該発行価格等以外の事項のうち当該発行価格等の決定に伴い連動して訂正されることが当該有価証券届出書に記載されている事項については、当該発行価格等に含まれるものとして取り扱うことに留意する。

(届出目論見書の特記事項の記載例)

13-2 開示府令第13条第1項に規定する事項の記載例は、おおむね次のとおりとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの並行増資で発行価格等が決定した場合

発行価格等の決定に伴い金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出し、平成 年 月 日に一般募集の届出の効力が生じております。

(注) 算式表示の場合において、発行価格が確定したときには次の記載を行う。

この目論見書により行う株式 千円の募集(一般募集)については、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。
 なお、株式の発行価格については、算式表示によりましたが、当該発行価格は、平成 年 月 日に確定しましたので、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出しております。

ニ (略)

ホ ニで新株予約権の行使時の払込金額が決定した場合

新株予約権の行使時の払込金額等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。

(注) 算式表示の場合において、新株予約権の行使時の払込金額が確定したときには、ハの(注)の記載に準ずる。

へ～リ (略)

13-3～13-8 (略)

法第23条の8(発行登録追補書類の提出)関係

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

23の8-2 4-13から4-20まで、5-3から5-7-5、5-8-3、5-9から5-11、5-14、5-22-2、5-23、5-23-2、5-25-2、5-31、5-32及び7-2は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

法第23条の12(発行登録目論見書等の作成)関係

(届出目論見書等の作成に関する取扱いの準用)

23の12-3 13-1は、法第23条の12第7項の規定により、発行価格等を記載しないで発行登録書又は発行登録書及びその訂正発行登録書を提出した場合の取扱いについて準用する。

発行価格等の決定に伴い金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出し、平成 年 月 日に一般募集の届出の効力が生じております。

(注) 算式表示の場合において、発行価格が確定したときには次の記載を行う。

この目論見書により行う株式 千円の募集(一般募集)については、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。
 なお、株式の発行価格については、算式表示によりましたが、当該発行価格は、平成 年 月 日に確定しましたので、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出しております。

ニ (略)

ホ ニで新株予約権の行使時の払込金額が決定した場合

新株予約権の行使時の払込金額等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出し、平成 年 月 日にその届出の効力が生じております。

(注) 算式表示の場合において、新株予約権の行使時の払込金額が確定したときには、ハの(注)の記載に準ずる。

へ～リ (略)

13-3～13-8 (略)

法第23条の8(発行登録追補書類の提出)関係

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

23の8-2 4-13から4-20まで、5-3から5-7-5、5-8-3、5-9から5-11、5-14、5-22-2、5-23、5-23-2、5-25-2、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

法第23条の12(発行登録目論見書等の作成)関係

(新設)